

令和6年度市営墓地貸出 追加貸出区画 抽選募集要領

1 市営墓地の貸出

市営墓地の墓所は、全て買取りではなく貸出しのため、移転・墓じまい等により使用されなくなった場合、市に返還いただき、再度貸出しを行います。今回追加して貸出す墓所は、返還された墓所になりますので、申込みの際にはこうした経緯をご理解ください。

また、位置・面積・周囲の状況等がそれぞれ異なるため、申込み前に必ず、墓所周辺の環境(植栽、通路、周辺墓所の状況等)をご確認ください。

なお、以前に返還された墓所についても貸出を行っております。福祉政策課窓口にて申請順にて受付を行っておりますので、候補の1つとしてご検討ください。

2 申請資格

申請ができる方は、豊橋市に住民票がある世帯主の方で、以下の資格1又は資格2のいずれかを満たす方に限ります。

資格1	焼骨があるが、お墓がないため市営墓地に埋蔵する。
資格2	焼骨があり、お墓もあるが、お墓が豊橋市外にあるため市営墓地に改葬する。

《注意事項》

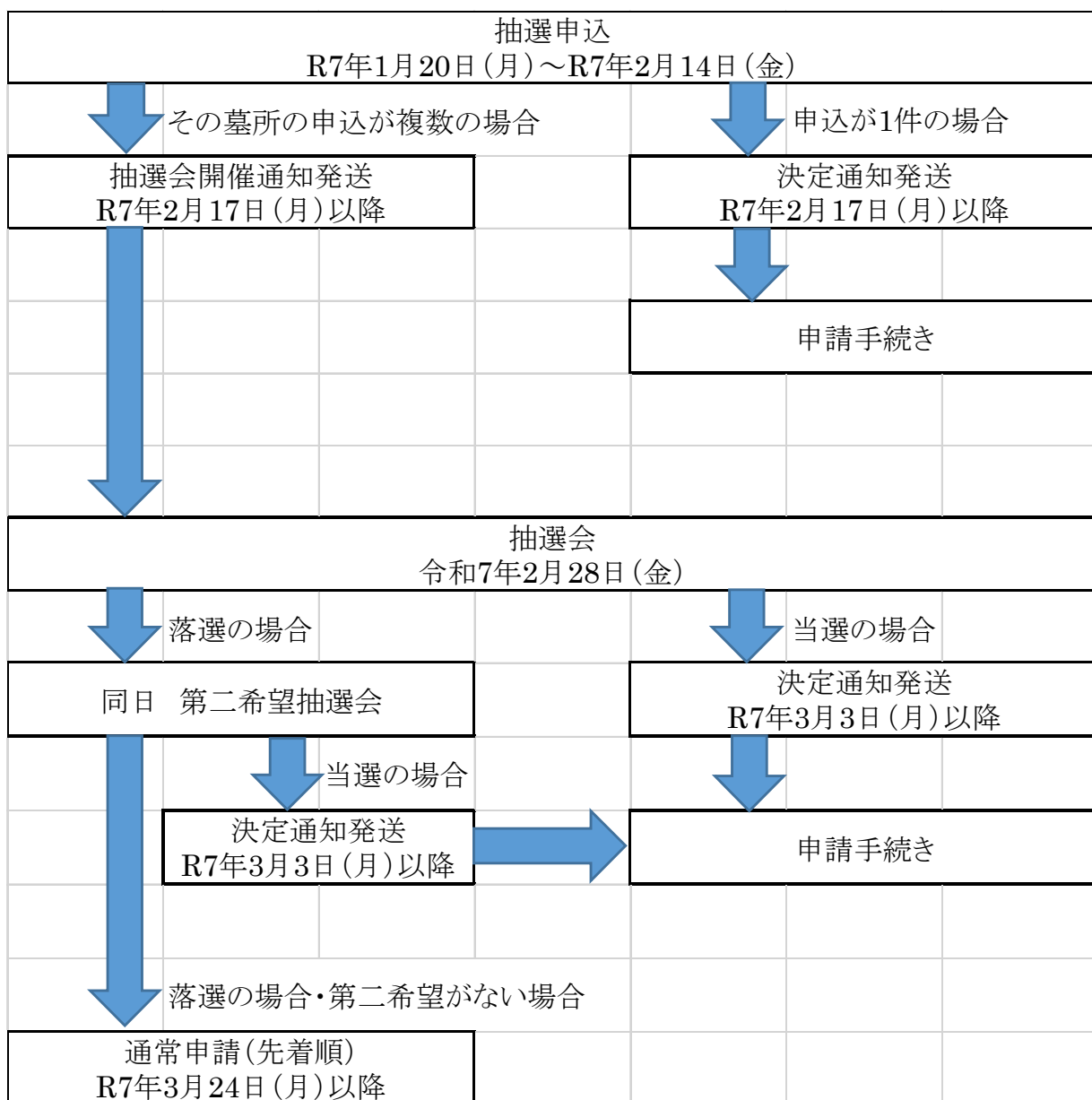
- ① すでに市内に墓地(市営・民間は問いません。)をお持ちの世帯は、申請できません。
- ② 申請は世帯主に限り、1世帯1墓所となります(複数区画の申請はできません。)

3 使用の条件

区 分	内 容	備 考
永代使用料	○向山霊苑 280,000 円/㎡ ○飯村墓地 200,000 円/㎡ (修景墓地 300,000 円(一律)) ○野依台墓地 115,000 円/㎡ ○東細谷墓地 115,000 円/㎡	○使用許可時に一括納付となります。 ○区画毎の面積、使用料等は別紙一覧表をご覧ください。
年間管理料	不要	
墓石の建設	①使用許可から3年以内に墓石を建設してください。 ②墓石には高さ等の制限があります。	○指定の石材店はありません。
墓所の清掃	使用している墓所の草取り、清掃等の管理は使用者で行ってください。	○墓石建設前でも同様です。
墓所の使用権	①墓所の使用権は、買取りではなく、貸出しです。譲渡・転貸することはできません。 ②墓所が不要となった場合は、更地に復元した上で、市に返還してください。 ③本条件に違反があった場合、使用権を取り消すことがあります。	○墓所の使用者がお亡くなりになった場合は、祭祀主宰者が承継することができます。 ○返還された場合、永代使用料の半額をお返します。

4 申込手続きの流れ

申込みから確定までの手続きの流れは、以下のとおりです。



手続き	詳細	期日・締切									
1 抽選申込	<p>①申込みは、下記いずれかの方法で行ってください。抽選の申込みは第2希望まで受付けます。</p> <p>1) 「令和6年度市営墓地 追加貸出区画 抽選申込書」に必要事項を記入し、福祉政策課（豊橋市役所東館3階）に持参又は郵送にて提出</p> <p>2) 右記のQRコードを読み込み、あいち電子申請・届出システムより申込み</p> <p>https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=110126</p> <p>②申込の際に、以下の書類を、持参・郵送の場合はコピーを提出、あいち電子申請・届出システムより申込みの場合はPDF等で添付してください。</p> <table border="1" data-bbox="292 719 1136 1010"> <thead> <tr> <th>申込資格</th> <th>提示・提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格1</td> <td>死体火（埋）葬許可証</td> <td>斎場で火葬後返却される許可証です。 ※抽選後申請の際には原本を提出していただきます。</td> </tr> <tr> <td>資格2</td> <td>なし</td> <td>抽選後申請の際には改葬許可証が必要になります。</td> </tr> </tbody> </table>	申込資格	提示・提出書類	備考	資格1	死体火（埋）葬許可証	斎場で火葬後返却される許可証です。 ※抽選後申請の際には原本を提出していただきます。	資格2	なし	抽選後申請の際には改葬許可証が必要になります。	<p>申込期間</p> <p>R7年1月20日（月） 午前8時30分～</p> <p>R7年2月14日（金） 午後5時15分まで</p> <p>※来庁については土日を除く。</p> <p>※郵送については14日必着厳守</p> 
申込資格	提示・提出書類	備考									
資格1	死体火（埋）葬許可証	斎場で火葬後返却される許可証です。 ※抽選後申請の際には原本を提出していただきます。									
資格2	なし	抽選後申請の際には改葬許可証が必要になります。									
2 応募状況	<p>墓所ごとに前日受付終了時点の応募状況を、申込期間中合計3回、午前10時頃までにホームページ上でお知らせします。</p> <p>《アドレス》 https://www.city.toyohashi.lg.jp/5102.html</p>	<p>1月27日（月）、2月5日（水）、2月14日（金）の計3回更新予定</p>									
3 変更	<p>①申込された墓所は、申込期間内であれば変更することができます。</p> <p>②申込日・申込時間の遅いほうを最新の申込みとして扱いますので、予めご了承ください。</p>										
4 墓所の決定・抽選会実施の決定	<p>①第一希望の申込件数が1件の墓所については、当該申込者を使用者として決定します。</p> <p>②第一希望の申込件数が複数の墓所については、抽選会を実施します。</p> <p>※使用者となることが決定した申込者に対しては「決定通知」を送付しますので、到着後、申請手続きを行ってください。</p> <p>※抽選会を実施することになった墓所の申込者に対しては「抽選会開催通知」を送付いたします。</p> <p>《注意》</p> <p>申込者には「決定通知」か「抽選会開催通知」のいずれかを送付します。万が一、2月21日（金）までに通知が到着しない場合には、お手数ですが、市役所福祉政策課（0532-51-2369）までお問い合わせください。</p>	<p>R7年2月17日（月）以降に郵送</p>									

<p>5 抽選会</p>	<p>抽選会は公平を期すため公開にて実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《注意》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽選会への参加については任意です。 ・抽選会場での申込墓所の変更はできません。 ・抽選会開催通知に記載のある受付番号にて抽選を行いますので、個人名等が明らかになることはありません。 </div> <p>以下の手順で抽選を実施します。</p> <p>①第一希望の申込件数が複数の墓所については、第一希望の申込者の中から抽選を行い、当選者を使用者として決定します。</p> <p>②第一希望の申込に係る抽選終了後、第一希望の申込者がいない墓所、かつ、第二希望の申込件数が1件の墓所については、当該申込者を使用者として決定します。</p> <p>③第二希望の申込件数が複数件ある墓所については、第二希望の申込者の中から抽選を行い、当選者を使用者として決定します。</p> <p>※当選者には「決定通知」を送りますので、到着後、申請手続きをしてください。また、第一希望・第二希望に係る抽選のいずれも落選した申込者には「落選通知」を送りますので、抽選後の貸出に申請してください。</p> <p>【例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">Aさん</th> <th style="width: 20%;">Bさん</th> <th style="width: 20%;">Cさん</th> <th style="width: 25%;">Dさん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○区画</td> <td>第一希望</td> <td></td> <td>第一希望</td> <td>第一希望</td> </tr> <tr> <td>□区画</td> <td>第二希望</td> <td>第一希望</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>△区画</td> <td></td> <td></td> <td>第二希望</td> <td>第二希望</td> </tr> <tr> <td>結果</td> <td>○区画</td> <td>□区画</td> <td>落選</td> <td>△区画</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 抽選会の実施決定 □区画はBさんに決定。Bさんには「決定通知」を送付。 その他の方には「抽選会開催通知」を送付。</p> <p>2 第一希望の申込に係る抽選を実施 ○区画はACDの中から抽選を実施し、Aさんに決定。 Aさんには「決定通知」を送付。</p> <p>3 第二希望の申込に係る抽選を実施 △区画はCDさんの中から抽選を実施し、Dさんに決定。 Dさんには「決定通知」を、Cさんには「落選通知」を送付。</p>		Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	○区画	第一希望		第一希望	第一希望	□区画	第二希望	第一希望			△区画			第二希望	第二希望	結果	○区画	□区画	落選	△区画	<p>抽選会 R7年2月28日(金) ※時間・場所については「抽選会開催通知」にてお知らせ。</p> <p>「5 抽選後の貸出」を参照ください。</p>
	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん																							
○区画	第一希望		第一希望	第一希望																							
□区画	第二希望	第一希望																									
△区画			第二希望	第二希望																							
結果	○区画	□区画	落選	△区画																							
<p>6 申請手続き</p>	<p>①墓所の使用が決定した申込者は、R7年3月21日(金)までに必要書類を福祉政策課へご持参ください(郵送での申請は受付けていません。)</p> <p>②提出書類は以下のとおりです。</p>	<p>提出締切 R7年3月21日(金)</p>																									

	<p>1 市営墓地使用許可申請書</p> <p>2 決定通知</p> <p>3 申込者と焼骨等の関係を証する書類(戸籍謄本等)</p> <p>4 資格1の場合、死体火(埋)葬許可証</p> <p>又は</p> <p>資格2の場合、改葬許可書(申請者本人に交付されたもの)</p> <p>(5 申込書にある住民情報照会・調査同意書欄に署名いただけない場合、住所が確認できる住民票を提出してください)</p>	
	<p>③書類提出後にお墓の使用許可書・納入通知書等をお送りしますので、納入通知書に記載されている納期までに、納入通知書を取扱金融機関にお持ちいただき、使用料を納入してください。</p> <p>※納期までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。</p> <p>④使用許可証が届き、使用料を納付した後に、墓所での墓石建設を行うことができます(墓石建設時には福祉政策課への別途届出が必要です。)</p>	

5 抽選後の貸出

申込がなかった貸出墓所については、R7年3月24日(月)以降、福祉政策課で使用の申請を受付けます(郵送では受付けていませんので、ご来庁のうえ申請ください。)。申請順となりますので、ご了承ください。提出書類は以下のとおりです。

提出書類	備考
1 市営墓地使用許可申請書	
2 申請者と焼骨との関係を証する書類	戸籍謄本等
3 P1に記載の申請資格のうち 資格1の場合 死体火(埋)葬許可証 又は 資格2の場合 改葬許可証	改葬許可証は申請者本人に交付されたものに限りません。
(4 住民票)	申込書にある住民情報照会・調査同意書欄に署名いただけない場合、住所が確認できる住民票を提出してください

(職員記入欄) 受付番号

令和6年度市営墓地 追加貸出区画 抽選申込書

提出年月日 : 令和7年 月 日

次のとおり市営墓地の貸出抽選に申し込みます。

なお、使用許可を受けたときは、市営墓地に関する条例、規則等を遵守し、墓所の維持管理等に努めます。

いずれかにチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	資格1	焼骨があるが、お墓がないため市営墓地に埋蔵する。
<input type="checkbox"/>	資格2	焼骨があり、お墓もあるが、お墓が豊橋市外にあるため市営墓地に改葬する。

申込者氏名 <small>ふりがな</small> (世帯主に限る)			
申込者住所	豊橋市		
申込者電話番号	固定電話 0532 - () - 携帯電話		
希望墓所区画	希望順位	希望墓地 (いずれかに○)	希望墓所区画
	第一希望	向山霊苑 飯村墓地 野依台墓地 東細谷墓地	
	第二希望	向山霊苑 飯村墓地 野依台墓地 東細谷墓地	
死亡者氏名 (複数納骨予定場合は 代表1名)	申込者からみた続柄		氏名
現在お墓がある場所 (資格2の場合)	所在地		
	名称		
添付書類	資格1の場合 火(埋)葬許可書のコピーを提出してください。		

【問い合わせ先】

〒440-8501

豊橋市今橋町1 豊橋市役所

福祉部 福祉政策課 市営墓地担当

TEL:0532-51-2369

FAX:0532-56-2813

E-mail:fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp

貸出区画一覧

別紙一覧表

向山霊苑再貸出区画					
番号	墓所番号	間口	奥行	面積	使用料
1	1-6-33-28	0.97m	1.26m	1.22㎡	¥341,600
2	5-8-7-17	0.97m	0.96m	0.93㎡	¥260,400

※間口、奥行き、面積は境界ブロックの内寸（小数点3位以下切り捨て表示）です。

飯村墓地再貸出区画					
番号	墓所番号	間口	奥行	面積	使用料
1	A-107-1	0.72m	1.42m	1.02㎡	¥204,000
2	A-136	1.23m	2.79m	3.43㎡	¥686,000
3	A-182-12	1.15m	1.63m	1.87㎡	¥374,000
4	A-369	1.92m	0.98m	1.88㎡	¥376,000
5	B-51	1.58m	1.51m	2.38㎡	¥476,000
6	B-134	1.40m	1.63m	2.28㎡	¥456,000
7	B-137	1.57m	3.33m	5.22㎡	¥1,044,000
8	B-168	1.78m	1.59m	2.83㎡	¥566,000
9	C-71	1.51m	1.84m	2.77㎡	¥554,000
10	C-380-2	0.95m	0.77m	0.73㎡	¥146,000
11	D-61	0.90m	1.05m	0.94㎡	¥188,000
12	D-126	1.07m	1.43m	1.53㎡	¥306,000
13	D-404	1.11m	1.63m	1.80㎡	¥360,000
14	D-450	1.19m	1.63m	1.93㎡	¥386,000
15	D-593	1.17m	1.43m	1.67㎡	¥334,000
16	D-709	1.23m	1.82m	2.23㎡	¥446,000
17	D-836	1.18m	1.62m	1.91㎡	¥382,000
18	D-1043	1.08m	1.62m	1.74㎡	¥348,000
19	D-1094	1.17m	1.61m	1.88㎡	¥376,000
20	D-1141	1.19m	1.63m	1.93㎡	¥386,000

飯村墓地再貸出区画					
番号	墓所番号	間口	奥行	面積	使用料
21	D-1192	1.21m	1.63m	1.97m ²	¥394,000
22	D-1216	1.12m	1.63m	1.82m ²	¥364,000
23	49	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
24	146	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
25	153	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
26	176	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
27	211	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
28	214	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
29	219	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
30	227	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
31	362	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
32	690	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
33	691	1.20m	1.50m	1.80m ²	¥360,000
34	1037 (修景墓地)	0.68m	0.80m	0.54m ²	¥300,000
35	1088 (修景墓地)	0.68m	0.80m	0.54m ²	¥300,000

※間口、奥行き、面積は境界ブロックの内寸（小数点3位以下切り捨て表示）です。

野依台墓地再貸出区画					
番号	墓所番号	間口	奥行	面積	使用料
1	5	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
2	9	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
3	68	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
4	80	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
5	130	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
6	161	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000

※間口、奥行き、面積は小数点3位以下切り捨て表示です。

東細谷墓地再貸出区画					
番号	墓所番号	間口	奥行	面積	使用料
1	48	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
2	93	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
3	101	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000
4	178	1.00m	2.00m	2.00m ²	¥230,000

※間口、奥行き、面積は小数点3位以下切り捨て表示です。